

期間業務職員（非常勤、障害者）の募集について

大阪検疫所では、期間業務職員（非常勤、障害者）を次のとおり募集します。

1 採用内容

職 種：官用車運転手、事務補助（期間業務職員）

募集人員：1名

任用期間：令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※採用日は応相談

業務内容：官用車の運転業務、パソコンを使用するデータの入力、事務補助などの一般事務

※電話対応を含む業務内容は、適性に応じて調整します。

2 勤務条件及び給与等

勤務地：大阪市港区築港4丁目10-3（大阪港湾合同庁舎5階）
大阪検疫所総務課

庁舎設備状況：エレベーター：有、出入口段差：無、階段手すり：無、
トイレ（車椅子用、オストメイト用）：有、点字表示：無
※事務所内は、車椅子利用不可になります。

勤務時間等：08：30～17：15（休憩12：00～13：00）

給 与：月額10,820円～13,910円（経験年数に応じて調整）
手当は、期末・勤勉手当、通勤手当の各手当に相当する給与を支給
※雇用期間中に一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が改正された場合、
月額給与を変更する場合があります。

退職手当：一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されます。

保 険 等：雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合（短期給付））、厚生年金保険
※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
また、再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は、国家公務員共済組合（長期給付）への加入に切り替わります。

休 日：土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

休 暇：年次休暇10日（再雇用時に繰越可。）
※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

3 応募資格

- ・高校卒業以上
- ・普通自動車（第一種）運転免許（AT限定可）所持
- ・日常的に自動車を運転しており、5年以上の自動車運転歴があること
- ・ワード、エクセルの基本操作が出来ること
- ・国家公務員法第38条の規定による欠格条項に該当しない者

- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）でないこと
- ・次に掲げる手帳等の交付を受けている者（手帳等は、応募時及び人物（面接）試験実施時に有効であることが必要）

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10—4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

4 選考及び応募方法

選考方法：書類選考、人物（面接）試験、入力実技試験

応募方法：下記の問合せ先に電話連絡のうえ、次の書類を送付してください。

- ・履歴書（写真貼付）
- ・職務経歴書（職歴がない場合は不要）

応募期限：令和8年4月8日（水）必着

ただし応募者多数の場合、締切を繰り上げる場合があります。

※書類選考（書類審査）合格者には面接日時等を電話連絡の上、人物（面接）試験等を行います。なお、書類選考で不合格となった方には、応募書類を返却します。

※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況（障害の種別や等級）及び必要な配慮事項等を可能な範囲で履歴書の備考欄に記載してください。

※支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者名等を履歴書の備考欄に記載してください。

5 問合せ先

〒552-0021

大阪市港区築港4丁目10-3（大阪港湾合同庁舎5階）

大阪検疫所総務課 江端、小松

電話番号 06（6571）3521